

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」(平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知)により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

2 入札参加手続等

- (1) 入札公告、福島県工事等競争入札心得(以下「入札心得」という。)、契約書(案)、福島県工事請負契約約款等を熟知すること。
- (2) 設計図書等に対する質問について

設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書(様式第7号)により直接持参又は入札公告に示す方法で提出すること。

なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて競争入札設計図書等に関する回答書(様式第8号)行うものとする。

- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) その他

ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。

イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第5号。以下「確認申請書」という。)を下記4の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

4 入札書の提出期限等

- (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所
令和8年3月16日(月) 午後5時00分
県庁本庁舎5階 エネルギー課内(福島市杉妻町2番16号)
なお、申請書類は郵便を可とする。(提出期限まで必着)
- (2) 入札書の提出期限及び提出場所
令和8年3月26日(木) 午後3時00分
県庁本庁舎5階 企画調整課分室2(福島市杉妻町2番16号)
なお、郵便による入札は、不可とする。
- (3) 開札の日時及び場所
令和8年3月26日(木) 午後3時00分
県庁本庁舎5階 企画調整課分室2(福島市杉妻町2番16号)

5 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(様式第1号)に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(当財団からの通知)の写し
 - イ 委任状(様式第4号) 代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
- (4) 入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書等の提出を行うこと。

6 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記4で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記5の(2)で指定する書類確認を受けるものとし、代理人の場合は身分証明書を提示し確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については

工事 条件付一般競争入札

棄権したものとする。

- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1 回に限り再度入札に付することができるものとする。

7 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。この場合の協議は、有効な入札を行った者のうち、最も安価な入札を行った者から安価な順に行う。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定を準用し入札保証金は免除する。

- (2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、約款第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

また、請負代金額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。

ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となる場合は、この限りではなく、契約保証金の納付の免除は行わない。

おって、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

10 入札の無効

1の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

11 契約の方法等

- (1) 契約の確定

契約は、地方自治法第234条第5項の規定を準用し甲及び乙が記名押印したときに確定する。

- (2) 契約書は、「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、以下に定める場合については特記事項を挿入する。また、特約条項として各条項を挿入する。

工事 条件付一般競争入札

ア 工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合。

イ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104条）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合。

（3）建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

（4）工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を順守すること。

1.2 その他

（1）前記4の提出書類を当財団へ提出した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届（様式第3号）を提出すること。

（2）書類は原則としてA4判とすること。

（3）提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。

（4）経営事項審査について

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の2の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。(契約金額が500万円(建築工事にあつては1,500万円)以上のものに限る。)

（5）配置予定の技術者について

ア 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として応札する場合

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書（様式第2号）を提出しなければならない。

イ 他の建設工事の配置技術者を当該工事の配置技術者として応札する場合

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の専任を要する期間が当該工事の専任を要する期間と重複していなければ配置予定技術者としてすることができる。ただし、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書（様式第2号）を提出しなければならない。

ウ 配置技術者の兼務

建設業法施行令第27条第2項の規定が適用される、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が10km程度以内の近接した場所において施工されるものについて、専任の主任技術者による兼務を認める。

このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

工事 条件付一般競争入札

この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。

また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。（特例監理技術者を設置する場合を除く。）

エ 専任特例2号の監理技術者の配置を認める工事の場合

建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の（ア）～（ク）の要件を全て満たさなければならない。

- （ア）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- （イ）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- （ウ）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （エ）同一の専任特例2号の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。
- （オ）専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事は同一建設事務所管内の工事でなければならない。
- （カ）専任特例2号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- （キ）専任特例2号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- （ク）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

オ 配置技術者の専任期間

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、配置技術者を専任で配置すべき期間は契約工期が基本になるが、次の期間については工事現場への専任は要さない。

- ・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ・ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ・ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ・ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うこ

工事 条件付一般競争入札

とが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

カ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札候補者を辞退せずに落札者を決定した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札参加資格制限を行うことがある。

キ 直接かつ恒常的な雇用関係

配置予定技術者は、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、当該技術者が専任である必要がある場合（請負金額が建築工事にあつては9,000万円以上。それ以外は4,500万円以上。）には、さらに開札日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要である。

ク 監理技術者等の途中交代

建設業法第26条第2項及び第3項に定める監理技術者等を配置した工事において、途中で監理技術者等を交代させる場合、交代前の者と同等以上の技術力を有する者を配置することを前提に、一般的な交代の条件（監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職の場合、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合など）に加え、建設現場における働き方改革等の観点から、交代の必要性に係る具体的な内容について、書面により受発注者間で協議のうえ合意したものに限り認めるものとする。

(6) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効(ただし、入札心得第6条第1項第2号から第6号までの規定に基づく無効を除く。)の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。再度入札を執行しても落札候補者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第8号の規定を準用し随意契約とする場合がある。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

(7) 被災者等の雇用について

本工事の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

(8) 工事完成後の実地調査について

下請保護の観点から、落札率の低い工事や下請契約の適切性が懸念される工事についての下請状況を確認するため、下請代金支払い後に元請、下請業者に対して個別に実地調査を行う場合がある。調査の対象となった場合は、調査に協力しなければならない。

なお、調査の結果、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事実が確認された場合、当財団は違反した者及びその者を指導する立場にある者(当財団から直接工事を請け負った元請や違反した者の元請)に対して指導を行う。

これに対して適切な対応がなされない場合には、入札参加資格制限、工事成績の減点などの措置を行う場合がある。

(9) 積算内容に対する疑義申し立てについて

工事 条件付一般競争入札

この入札に参加した者で、積算内容等に疑義がある場合は「工事等の積算内容等に対する疑義申し立てに関する試行要領」(令和3年8月2日付け3財第1187号総務部長通知)により、契約の締結前に疑義の申し立てができる。

(10) スライド条項に基づく請負代金額の変更

ア 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、約款第26条第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

イ 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が2箇月未満の工事についてはこの限りではない。）、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

ウ インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(11) 不可抗力による損害の負担

約款第30条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。

(12) 単価適用日変更に伴う特例措置

約款第59条の規定に基づき、当初契約締結日時点における直近の単価表を適用した積算に基づく契約に変更するため請負代金額の変更の協議を請求することができる。

(13) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労働者を休養させるよう配慮すること。

(14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約権者等に対して、その旨を工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書（福島県条件付一般競争入札実施要領様式第10号）及び当該事象の状況の把握のため必要な情報と合わせて通知すること。